

令和5年度第2回協議会資料について、委員からの事前質問

(令和6年1月19日時点)

資料	表題	質問内容 <委員名>	【担当課】 回答																								
P.17	<4>-12 若者相談支援窓口 「わかば」	この会議の性質を考えると、発達障害に関係する・関係すると考えられるサービス利用者の実態について知ることができると有益です。<内山委員>	<p>【次世代育成課】</p> <p>若者相談支援窓口「わかば」は匿名での利用が大半で、相談者から得られる情報は限られますが、相談者には、本人や子ども・家族が特別支援学校に通学している、就労移行支援事業所・精神科等医療機関・支援機関等を利用している、過去利用していた方もいます。また、相談内容から何らかの困難を抱えておられると推察される場合もあります。</p> <p>「わかば」では、相談内容に応じて助言や適切な支援機関を案内していますが、サービスを利用されている相談者には、サービス利用先への連絡の必要性が認められた場合、相談者の了承を得た上で連絡を行っています。</p>																								
P.6	<1>-5 発達支援広場（たんぽぽ広場）の充実	区の再編に伴い、それぞれの会場の対象者の見直しを行いましたか。また、会場ごとの待機数のばらつきは解消の方向にありますか。<土屋委員>	<p>【子育て支援課】</p> <p>R5.11月より細江健康センター会場の対象者を全市に拡大しました。1月までに西エリアから4組受入れています。</p> <p>センター型各会場の待機組数の変化は次のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>R5.4月末</th> <th>R5.8月末</th> <th>R5.12月末</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央</td> <td>10</td> <td>15</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>東部</td> <td>12</td> <td>6</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>西部</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>南</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>浜北</td> <td>4</td> <td>10</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	R5.4月末	R5.8月末	R5.12月末		中央	10	15	17	東部	12	6	3	西部	3	7	10	南	2	5	7	浜北	4	10	3
R5.4月末	R5.8月末	R5.12月末																									
中央	10	15	17																								
東部	12	6	3																								
西部	3	7	10																								
南	2	5	7																								
浜北	4	10	3																								

			細江 0 0 0 萩原 10 8 3 ※中央は2会場の合計
P. 7	<2>-4 はますく Q&A	現在の母親たちの情報収集方法はネットよりもアプリではないかと思しますので、時流に合わせてアプリ化を検討したほうがよいと思います。<内山委員>	【子育て支援課】 現在はLINEのセグメント配信で新規設問や子どもの年齢等に合わせた設問を紹介しています。はますく Q&A 単独のアプリ化は難しいと考えますので、他の情報発信と合わせて検討させていただきます。
P. 20	<6>-2, 3 発達障害の情報提供・周知	普及啓発に関する課題についてお答えください。「情報提供の有効な手段を検討する」とありますが、どのように検討されるのかお答えください。<内山委員>	【子育て支援課】 市の広報紙やLINEを活用した情報配信などに加え、民間の子育て情報誌への掲載や関係機関への研修など、発達障害について広く市民へ情報提供できるよう検討していきます。
P. 10	<3>-1 園長研修	保育所・幼稚園等の園長（管理職）を対象とした研修会が、毎年実施されています。管理職等のリーダーシップの下、発達障害の理解、発達支援教育・保育を充実させる園内の発達支援体制は現状どのようになっていますか。今後どのように充実させていきますか、具体的な方針等がありましたら教えてください。<高橋委員>	【幼児教育・保育課】 ≪園内の発達支援体制について≫ 公立幼稚園については、園長が指名する発達支援教育コーディネーターが中心となり、園内支援体制を構築するよう努めています。また、公立保育園については、幼稚園のコーディネーターと同様の役割を担う基幹的職員を各園に配置し、体制の構築に努めています。私立の保育施設等については、各施設に一任しておりますが、研修後のアンケートからは、職員との対話を大切にして支援に取り組むよう努めている園があることを認識しています。 ≪今後について≫ 今年度の園長等管理職研修では、昨年度の研修アンケート結果からニーズを踏まえ、発達支援の観点からマネジメントを考える研

			修を実施しました。今後も、ニーズを探りながら必要な情報提供を行い、子供に関わるすべての教職員が連携し、より適切な支援ができるよう意識の向上を図ってまいります。
P.9	<2>-10 施設卒業後の支援	施設での適応支援の具体的内容をお答えください。 自立援助ホームに入所した児童が入所後に生活が安定しないことが発達特性とだけ結び付けられていますが、その他の要因はどのようにお考えかお答えください。<内山委員> 自立援助ホームでの適応状況や課題などを教えてください。<藤田委員>	【児童相談所】 <<内山委員からのご質問への回答>> ・適応支援の具体的内容：担当ケースワーカーや心理司による面接の実施や、施設職員に対し児童への関わり方の助言などを行っています。また、精神科受診やハローワークに同行して治療や就業に関わる支援を行っているケースもあります。 ・対象児童の多くが虐待等の事情で施設入所に至っているため、ご指摘にありますように、そうした児童らが抱える社会生活上の課題は、発達特性のみに起因するものではなく、幼少期から不安定、不安全な生育状況に置かれてきたことに伴う愛着や虐待トラウマの問題等も影響していると考えられます。補足と訂正をさせていただきます。 <<藤田委員からのご質問への回答>> ・自立援助ホーム入所以前から、児童養護施設等で対人トラブルや生活ルールの逸脱、また不登校といった不適応の状況にあった児童が少なくないため、新環境でも同様の問題が生じて、生活が安定しないケースが多くあります。児童養護施設の退所と義務教育期間の終了も相まって関わる大人の絶対数が減り、各児童の自立の段階に添った支援が手薄になってしまう状況があります。また、開設後間もない施設の場合には、職員の経験やスキルの蓄積が少なく、折々の児童の問題に対する的確に応じきれないという状

			<p>況もあります。機関ごとの支援機能を高めるとともに、機関相互の連携を密に図りながら、児童個々のニーズに添った支援を提供していく必要があると思われま。</p>
P. 13	<p><3>-11 精神発達障害者就労フォローアップ事業</p>	<p>実績の少なさが問題であり、希望事業所を募っているやり方の是非の検討が今後の課題です。〈内山委員〉</p>	<p>【障害保健福祉課】 新型コロナウイルスの影響により、訪問や対面の支援ができない状況が数年続きましたが、今年度は、比較的設立が新しい対象事業所への実地訪問をし、事業所の状況確認や事業説明を行っています。そのなかから、事例検討へ参加を希望する事業所があり、今年度の事例検討は、3事業所実施予定です。</p>
P. 14	<p><4>-1 児童発達支援</p>	<p>課題を抽出しなければ今後の取組が導き出せません。市から見た現場の課題についてどのような分析を行っているのかについてお答えください〈内山委員〉</p>	<p>【障害保健福祉課】 サービス質、法令等の理解度が低い事業所があることが課題であると認識しています。 市の事業所指導とともに、児童福祉法の改正を踏まえ、児童発達支援センターが、地域における障害児支援の中核的な役割や機能強化を図ることとなっており、今後、本市においても、児童発達支援センターを中核とした地域の障害児支援体制の構築に向けて検討を行ってまいります。</p>
P. 16	<p><4>-9 放課後等デイサービス</p>	<p>放課後デイサービス事業に関する記述がここにしかないことや、記述内容に疑問を呈し改善を要求します。ここでは放課後等デイサービス事業者に給付金を支給するという内容しかありません。放課後等デイサービスは現場の課題が山積している状況であり、これは事業所の不正請求だけではなく、事業所内で行われている虐待等の不適切対応も含まれま</p>	<p>【障害保健福祉課】 本記述の内容を修正した理由は、内容（事業概要）が発達支援学級在籍児の放課後サービスの充実となっているが、環境整備の項目であり、放課後等デイサービス事業所がどれだけ整備されているかを報告することとしたものです。 本市では、障害児通所給付費の支給だけではなく、指定障害児通所支援事業者の指定や指導を行い、不正請求や障害者虐待等に関</p>

		<p>す。放課後等デイサービスの問題や課題の整理や市民サービスの質の向上について検討していますか。</p> <p><内山委員></p>	<p>する対応も実施しております。</p> <p>指導実地指導以外にも集団指導や個別の抜き打ち調査の他、苦情、虐待疑い等も対応しております。</p> <p>また、児童福祉法の改正により、児童発達支援センターが、地域における障害児支援の中核的役割を担うことが明確にされたことを受け、今後、本市においても、児童発達支援センターを中核とした地域の障害児支援体制の構築に向けて検討を行ってまいります。</p> <p>放課後等デイサービスに関する苦情や虐待が疑われる場合、不適切な支援など不審な点等がありましたら、障害保健福祉課へご連絡ください。個別に指導をしてまいります。</p>
P. 17	<4>-13 診察の場の確保	<p><4> は市民サービスに関する環境整備の項目です。友愛のさと診療所の初診待機が3.7ヶ月、子どものこころの診療所の待機が2.8ヶ月ということですが、記述における「必要な対応」は何とお考えかお答えください。<内山委員></p>	<p>【障害保健福祉課】</p> <p>友愛のさと診療所、子どものこころの診療所の初診待機期間については、解消すべき課題であることは当然認識しており、施設改修や医師や専門職の増員を含め、指定管理者である社会福祉事業団と鋭意取り組んでおりますが、初診待機期間の解消に至っていないという状況です。</p> <p>引き続き、解消に向け様々な手法を検討してまいります。</p> <p>また、記述における必要な対応は、施設整備、人員確保等を想定しています。</p>
P. 17	<5>-2 障害者雇用に関する企業への支援	<p>雇用アドバイザーは何人配置されていますか。また、課題はありませんか。<内山委員></p>	<p>【障害保健福祉課】</p> <p>企業伴走型で支援を実施する雇用アドバイザーは、2名を配置しております。</p> <p>支援者が人事異動等で交代した時に支援の継続が難しくなること</p>

			から、今年度より、障がいのある人の「雇用支援・就労支援」に携わる人の入門研修としてプラットフォーム研修を開始しました。
その他	<p>浜松市発達障害者支援地域協議会設置要綱に【第2条 発達障害者の支援（施策）の推進体制に関すること】と記載があります。</p> <p>また、障害保健福祉課が策定する『浜松市障がい者計画』の中では対象として『発達障がい』も計画の対象となっている明確な記載があります。</p> <p>しかし、浜松市障がい者計画の推進体制の中に『発達障害者支援地域協議会』が含まれていません。発達障がいの計画の提言・施策・評価の役割は本協議会にあると考えていますが、浜松市としての見解をお聞かせください。</p> <p>参考となる情報として、横浜市の第4期『障がい者プラン』には、近年の相談において、特に軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障がい児・者に対して、従来の障害福祉・教育等の施策では十分対応できていない現状が見えてきたとの記載があります。</p> <p>この現状は、浜松市でも同様であり、本協議会でもこれまで障害福祉・教育等施策から抜け落ちる児・者が課題となっています。</p> <p>浜松市の障がい者計画にも現状を踏まえた計画策定</p>	<p>【障害保健福祉課】</p> <p>浜松市障がい者計画の推進体制として、障害者基本法に基づき、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し施策の実施状況を監視するために設置する浜松市障害者施策推進協議会及び当事者等、障がい者関係団体からの意見を反映させるために浜松市障がい者自立支援協議会にて、計画の評価、施策に対する提言を行う体制としております。なお、発達障害に関する内容も含まれていますので、ご意見等がございましたら、自立支援協議会の当事者部会にてご意見をお願いします。</p>	

		を行うために、本協議会を推進体制に入れることを求めます。〈浅井委員〉	
P.5	<1>-3 5歳児健康診査の実施	<p>5歳児健康診査の計画とあわせて、現行の3歳児健康診査（+園訪問との組み合わせ）の成果と課題を精査しましたか。また、その内容を教えてください。〈土屋委員〉</p> <p>5歳児健診で発達障害疑いを抽出したところで、医師や保健師の指摘によって保護者が動くことはほとんどないと考えられますし、この時点での保健師の関わりがあったとしても、関与できる期間が限られてしまいますので、保健師業務を増やすよりは市教委や保育現場の活動にウェイトが置かれるべきではないでしょうか。</p> <p>また、全国1700自治体における5歳児健診の実施状況からメリットやデメリットを想定することが必要かと思えます。〈内山委員〉</p> <p>5歳児健診の具体的な実施内容・方法などにつき現状で可能な範囲で説明してください。また、健診で問題ありと判断された場合の対応、指導・支援に関してどの程度関連機関と共有されていますか。〈平野委員〉</p> <p>実施については、どこが行いますか。また、個別でしょうか集団でしょうか。それぞれにこれまでの課題と、実施する上での根拠を教えてください。</p>	<p>【健康増進課】</p> <p>国の令和5年度補正予算で5歳児健康診査については、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備することを目的とし全国の自治体での実施を目指すとされました。</p> <p>大変貴重なご意見をありがとうございます。</p> <p>現段階では、健診の実施内容や方法、健診後のフォローや学校、幼保等との連携について今後、関係機関の皆様にご相談をさせていただき検討をしていくことを考えています。</p> <p>令和6年度については準備と調整行い、令和7年度中に開始できたらと考えております。</p>

		この年齢での健康診査の実施（特に神経発達上の課題）は、就学支援に直結すると考えますが、教育委員会との連携の見通しと、その方法について教えてください。〈大場委員〉	
P. 20	<6>-1 企業への啓発	課題の内容についてお答えください。〈内山委員〉	【産業振興課】 障がい者の実雇用率や法定雇用率達成企業割合は緩やかに上昇し障がい者雇用への理解は少しずつではあるが着実に前進していると受け止めているが、障がいのある方と一緒に現場で働く全ての人に障がい特性や合理的配慮への理解が深まっていないことが課題と考えます。
P. 15	<4>-6 放課後児童会発達障害児の受入	巡回支援の利用実績が8%程度とたいへん少ないと考えます。これは事業者原因でしょうかそれとも市教委側のキャパシティによるものでしょうか。原因分析に基づく予算配分や事業展開が求められますので、お答えください。また、放課後児童会の運営について、現場の内実に関する記述がないため、課題がわかりません。課題をどのようにお考えかお答えください。〈内山委員〉	【教育総務課】 県や市の巡回支援の利用は、全児童会に対して利用希望の有無を確認し、希望のある児童会について県や市の事業所管課へ申込をしています。令和5年度は希望したすべての児童会が巡回支援を利用することができました。 現場の支援員等の更なるスキルアップが課題と考えています。
P. 7	<2>-5 個別の教育支援計画・指導計画の活用	保護者への周知についてもご検討ください。〈内山委員〉	【教育支援課】 「個別の教育支援計画・指導計画」＝「特別な支援、ネガティブ」なイメージとならないよう、本来はどの子にとっても必要なものであることを保護者に周知していきたいです。何より、学校が必要なものと感じ、効果的に活用していくことが大切だと考えます。

<p>P. 8</p>	<p><2>-6 就学教育相談の充 実</p>	<p>「より手厚い支援を希望する保護者との合意形成が困難なケースが増えている」ことについて、保護者の原因によるものなのか、市教委の原因によるものなのか判然としません。原因分析を行うことで対策の方向が打ち出せるものと思います。〈内山委員〉</p> <p>発達支援（知的・情緒）等への就学先の変更が、進級・就学後1学期～2学期始めころと伝えられ、そこを超えると1年以上先の進級時でないとは不可能と提示され、その間に不適應→不登校などに至る例を経験します。転校が必要になる場合もあるが、時期を含め転籍の調整をより柔軟に調整することはできないでしょうか。</p> <p>また、相談場面で～より手厚い支援を希望する保護者の合意形成が困難なケースが増えている～とあるが その対応をどのようにしていくか方針があれば教えてください。〈平野委員〉</p>	<p>【教育支援課】</p> <p>《合意形成が困難なケースの対応について》</p> <p>保護者側の原因としては、早期から手厚い支援を受けているため、入学後も手厚い支援が受けられるか不安が強いことが考えられます。</p> <p>市教委の原因としては、就学先ガイダンスや就学先相談において、保護者に学びの場ごとの支援や就学基準などが十分に伝わっていなかったこと、また、就学先の意向についてしっかり聞き取りができていなかったことが考えられます。</p> <p>学校側の原因としては、提案された学びの場で支援を受けてきたが、保護者が期待した成果が出ないと感じ、より手厚い支援が受けられる学びの場への変更を希望していると考えます。</p> <p>就学先の提案がされた後、支援に関わる人たちと相談する中で、より手厚い支援が必要だと言われ、気持ちが揺れて、不安を強くする保護者の方もいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 就学先ガイダンスにおいて、学びの場ごとの支援、就学基準、進路など、保護者が教育的ニーズに合わせた就学先が選択をするための適切な情報を提供する。 2 就学先相談では、調査員が保護者の意向を丁寧に聞き取る。 3 保護者は、まずは就学先相談までに支援に関わる方から情報を収集したり、就学先の相談をしたりして、就学先の意向をもって相談に参加する。 4 就学先の提案後に、保護者は就学先の学校や市教委と教育相談（合理的配慮、支援方法等）を行う。
-------------	---------------------------------------	--	---

			<p>などの対応が考えられます。</p> <p>《転籍の時期の柔軟な対応》</p> <p>次年度の環境整備(職員配置、施設整備等)は、前年度の9月からおよその学級数を予測し、予算を見積り、概ね12月ごろには、職員の配置や施設整備の計画を立てます。現在の就学先の相談は、次年度以降の環境を整備するため、このスケジュールで行っています。静岡市もほぼ、同様のスケジュールです。各学校には、就学先相談が年度替わりに途切れて、4月から再スタートにならないよう、年度末に保護者面談を行い、1年かけて丁寧に相談を進めるよう伝えています。年度が変わっても、前年度からの課題が解消しないようなら、就学先相談を受けてもらい、次年度の就学先の検討を行っていただきたいと考えます。ただ、緊急性が高く、安心できる学びの場が必要と判断した場合には、学校と市教委が学びの場について検討します。</p>
P.8	<2>-8 小1プロブレム	「MIMの効果検証」の具体的内容を教えてください。そしていつ頃検証結果(途中経過でもよい)が出るのかについて具体的にお答えください。<内山委員>	<p>【教育支援課】</p> <p>効果検証は、MIMを活用した指導を行っている学校3校(実験群)と指導を行っていない学校3校(統制群)において、MIM-PMテストと国語、算数の学力テスト(15~20分程度)を行います。今年度は、12月にMIM-PMテスト、1月に国語、算数の学力テストを行い、現在結果を集計し、結果の検討をしています。調査は、対象学年が3年生になるまで行い、結果を検証し、導入について検討を行う予定です。検証結果の報告については、現在検討しています。</p>
P.8	<2>-9 インクルーシブ教	スクールヘルパーの数を増やすだけでは問題解決になりません。スクールヘルパーの質を向上するため	<p>【教育支援課】</p> <p>《内山委員からのご質問への回答》</p>

	<p>育システムの構築</p>	<p>の施策を打ち出してください。＜内山委員＞</p> <p>文部科学省は、H29～R8の10年間で段階的に、通級による指導の担当教員の定数化を実施していますが、ここ3年間のLD等通級指導教室の新設校は1教室に留まっています。LD等通級指導教室の学校現場におけるニーズは年々高まっているように思いますが、今後の新設、増設の見通しはありますか。＜高橋委員＞</p> <p>合理的配慮は学校ごと環境が整っている範囲で、児童、生徒に提供するものと考えています。合理的配慮の土台となるものが『基礎的環境整備』ですが、浜松市の学校における『基礎的環境整備』について具体的な取り組みを教えてください。＜浅井委員＞</p>	<p>年間1回、スクールヘルパー対象の研修を行っていますが、日々のOJTが何より質の向上につながります。週1回または2週に1回程度、勤務時間の中で学校とヘルパーが対象児の実態や支援方法について検討し、適切な支援を行うことで、ヘルパーの質が向上すると考えます。各校でそのような取組ができるよう周知します。</p> <p>＜高橋委員からのご質問への回答＞</p> <p>現在、通級指導教室は言語、LD等を合わせて34教室設置されています。言語通級者数は減少し、LD等は増加傾向にあります。まずは、障害種別の教室数のバランスをとるため、言語とLD等の教室数を見直します。</p> <p>また、他校への通級が困難な児童生徒への支援のため、現在2校で行っているサテライト方式の指導を拡充していく予定です。指導者の育成や施設面の状況を考慮して、計画的に教室を拡充していきます。</p> <p>＜浅井委員からのご質問への回答＞</p> <p>基礎的環境整備の8項目に基づき、整備を進めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な学びの場の確保のため、設置が必要なすべての学校に発達支援学級を計画的に新設。 ・特別支援学校教員や言語聴覚士、作業療法士などを学校に派遣し、支援を要する児童生徒について支援方法や支援計画等について助言。 ・必要な児童生徒には、拡大教科書やデジタル教科書を活用して、視覚的、聴覚的な支援。
--	-----------------	--	--

			<ul style="list-style-type: none"> ・ 段差を解消するスロープ、UDトイレ等の施設改修やエレベーターの活用など、障害に適応した設備の整備。 ・ 希望するすべての児童生徒を居住地の学校で受け入れ、交流学習を実施。 <p>上記のような取組を行ってきました。</p>
P. 11	<3>-5 発達支援教育リーダー研修	「第2期発達支援教育リーダー研修」がスタートしたということです。今後、学校現場でのリーダーの活躍を期待しています。リーダー研修会の内容は主にどのような内容ですか。受講してリーダーになった先生方をどのように活用していこうと考えていますか。<高橋委員>	<p>【教育支援課・教育センター】</p> <p>研修は3年間（年2回）、子どもの発達科学研究所より主任研究員を講師に招聘し、特別支援教育に関する最新情報を提供していただくとともに、受講者が持ち寄った事例について検討する内容で実施しています。</p> <p>リーダー教員は、本研修でインプットされた知識や情報を校内に共有したり、他の教育センター研修(事例研究)においてグループ協議の核となって研修を推進したりしています。また、第1期リーダー教員は、「新規発達支援学級担当教員研修」において受講者に授業を公開し、指導助言を行っています。今後、第2期リーダー教員にも、同等の役割を担ってもらう予定であり、経験値のない、または少ない教員に対し、校内外でリーダーシップを発揮していくよう進めています。</p>
P. 15	<4>-8 LD等通級指導教室	「(LD) 通級の専門性を通常の学級や発達支援学級担任と伝達・共有できる場」の整備が課題として取り上げられた経緯を教えてください。<土屋委員>読み書き困難な事例でのipad教材(DAISYなど)の通級、支援級、普通級での導入の方向性について教えてください。(特に普通級での導入の現状数や今	<p>【教育支援課】</p> <p>≪土屋委員からのご質問への回答≫</p> <p>本来は、通常の学級で支援すべきだが、十分な支援ができず、学習面や生活面で、「通常の学級では対応が困難」と判断される児童生徒が増加しています。安易に発達支援学級と判断せず、通常の学級の支援で対応できるよう通級指導教室の担当者の専門性を活</p>

	<p>後の方向性について)</p> <p>不登校などで登校が困難な児童への対応としてコロナ禍に開始されたオンライン教育を今後利用していくビジョンや方針があれば教えてください。〈平野委員〉</p> <p>発達支援学級は、障がいや配慮が必要な子どもも地域の学校で学びをとの観点より、拠点校方式から地域設置に移行し、発達支援学級が増加していると認識しています。</p> <p>ただ、学習障がい等の児童・生徒は通常学級で合理的配慮など支援を受けることで本来在籍できるはずだが、発達支援学級に在籍しているケースも多く見受けられます。</p> <p>このことから、全体的に特別な配慮が必要⇒発達支援学級へ進路指導の傾向を強く感じています。</p> <p>また、文科省から 2022 年、通常学級に在籍し行動面や学習面で課題を持っているとされる児童生徒が 8.8%と発表されました。但し、この 8.8%は、小1から高3までの平均値となっています。</p> <p>実際各学年の数字からみると、</p> <p>小1⇒12.0%/小2⇒12.4%/小3⇒11.0%</p> <p>小4⇒9.8%/小5⇒8.6%/小6⇒8.9%</p> <p>中1⇒6.2%/中2⇒6.3%/中3⇒4.2%</p> <p>高1⇒2.3%/高2⇒2.2%/高3⇒2.1%</p>	<p>用したいと考えたからです。〈土屋委員〉</p> <p>〈平野委員からのご質問への回答〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通級指導教室では、教師用のタブレットを活用し、デジタル教科書での視覚支援、音声での支援を行い、在籍学級でも活用できるよう支援しています。合理的配慮としての Ipad は、個人で用意したのとなりますが、保護者と学校が協議し、自立に向けて必要と判断した場合に使用しています。使用の現状については、把握していませんが、ガイドライン作成や好事例の紹介等、必要に応じて把握していきたいと思います。 ・コロナ禍での実績もあり、授業のオンライン配信を実施している学校は増えています。ただ、オンライン授業授業にも参加できない児童生徒もいるため、自分のタイミングで学習に取り組めるよう、オンデマンド学習のコンテンツやオンラインで友達と交流ができる場を設定できるよう準備を進めています。 <p>〈浅井委員からのご質問への回答〉</p> <p>ご指摘のとおり、通常の学級で十分な支援が受けられず、適応できなくなり、発達支援学級へ転籍する児童生徒も見受けられま す。通常の学級での支援をサポートするため、通級指導教室の役割も大きくなっています。</p> <p>現在、通級指導教室は言語、LD等を合わせて34教室設置されています。言語通級者数は減少し、LD等は増加傾向にあります。まずは、障害種別の教室数のバランスをとるため、言語とLD等の教室</p>
--	---	--

		<p>特に小学校低学年での数字が大きいことが分かります。この児童の多くは、学校に対して不適応をおこしやすい児童でもあり、早期よりLD等通級指導教室での支援が必要であると考えます</p> <p>浜松市は発達支援学級の新設に比べ、LD等通級指導教室の新設は大変少なく、今後LD等通級指導教室の増設や事業計画どのように考えていますか。〈浅井委員〉</p>	<p>数を見直します。</p> <p>また、他校への通級が困難な児童生徒への支援のため、現在2校で行っているサテライト方式の指導を拡充していく予定です。指導者の育成や施設面の状況を考慮して、計画的に教室を拡充していきます。</p>
P.16	<p><4>-10 通信制高校・サポート校の現状把握</p>	<p>この5年間で通信制高校へ進学した通常学級の生徒が約100名増加したと聞いています。発達支援学級生徒だけでなく、全ての生徒の進学先になりつつ（私立）通信制高校の情報公開は大変重要だと考えています。</p> <p>第1回本協議会にて市教委より校長会を通して広域制通信制高校サテライト施設の所在地や教育課程、特色、卒業後の進路等について把握していると回答をもらいました。</p> <p>その際、保護者や進路指導の先生など多くの方へ情報公開のお願いを致しました。その後の進捗状況を教えてください。〈浅井委員〉</p>	<p>【教育支援課】</p> <p>校長会の事務局に現状について確認しましたが、調査1年目でもあるため、現時点では、保護者や学校への情報提供はしていません。進路等については、ある程度個人が特定できることや数字が独り歩きし、通信制高校を否定的にとらえることにつながりかねないと判断したからです。通信制高校を経て、大学へ進学し、とてもよい3年間を過ごした生徒もいれば、家庭的・経済的な理由で退学した生徒もいます。</p> <p>各中学校には、通信制高校はあくまでも高校であることや卒業後の支援のため、相談支援事業等につなぐことも併せて行った上で進路指導を行っていく必要があることを共有しています。</p>
P.12	<p><3>-9 スクールソーシャルワーカーの活用</p>	<p>スクールソーシャルワーカーの人数拡大が毎年の課題となっているが、課題達成を妨げる要因は何ですか。〈土屋委員〉</p>	<p>【指導課】</p> <p>スクールソーシャルワーカーは、2020年度15人、2021年度16人、2022年度17人、2023年度18人と、増員してきた。2024年度は、20人の任用を予定しています。</p>

			<p>しかしながら、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待、ヤングケアラー等、支援を必要としている児童生徒や家庭は、増加の一途をたどっています。</p> <p>今後も、複雑で多岐にわたる問題に対応するため、複数の関係機関との連携が必要となり、スクールソーシャルワーカーの担う役割は重要であり、増員していく必要があるため、社会福祉士や、精神保健福祉士の資格を有し、福祉分野だけでなく、学校教育の分野にも精通する適正な人材を任用できるよう努めていきます。</p>
--	--	--	---